

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

垂井町は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

岐阜県 垂井町長

公表日

令和1年12月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	国民年金に関する事務			
②事務の概要	国民年金法(昭和34年法律第141号)等及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①国民年金第1号被保険者の資格の取得、喪失、住所変更等の異動に伴う届書の受理 ②国民年金保険料に係る免除・納付猶予申請書及び国民年金保険料学生納付特例申請書、免除理由該当届の受理 ③年金給付に伴う年金請求書及び未支給年金請求書の受理 ④年金生活者支援給付金の支給に係る申請の受理及び日本年金機構への所得情報提供 番号法別表第二に基づいて、国民年金に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有期間が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報連携に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。			
③システムの名称	国民年金システム、宛名・納付システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー			
2. 特定個人情報ファイル名				
被保険者台帳ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	番号法 第9条第1項及び別表第一の31及び95の項			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施しない]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠				
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	住民課			
②所属長の役職名	課長			
6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
請求先	垂井町 情報公開・個人情報保護担当 503-2193 岐阜県不破郡垂井町宮代2957番地の11 問い合わせ先電話番号 0584-22-1151			
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	垂井町 情報公開・個人情報保護担当 503-2193 岐阜県不破郡垂井町宮代2957番地の11 問い合わせ先電話番号 0584-22-1151			

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5②所属長	課長 竹中 敏明	課長 北村 嘉彦	事後	人事異動による
平成31年1月23日	I 関連情報 1②事務の概要	国民年金法(昭和34年法律第141号)等及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①国民年金第1号被保険者の資格の取得、喪失、住所変更等の異動に伴う届書の受理 ②国民年金保険料に係る免除・納付猶予申請書及び国民年金保険料学生納付特例申請書、免除理由 該当届の受理 ③年金給付に伴う年金請求書及び未支給年金請求書の受理 番号法別表第二に基づいて、国民年金に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有期間が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報連携に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	国民年金法(昭和34年法律第141号)等及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①国民年金第1号被保険者の資格の取得、喪失、住所変更等の異動に伴う届書の受理 ②国民年金保険料に係る免除・納付猶予申請書及び国民年金保険料学生納付特例申請書、免除理由 該当届の受理 ③年金給付に伴う年金請求書及び未支給年金請求書の受理 ④年金生活者支援給付金の支給に係る申請の受理及び日本年金機構への所得情報提供 番号法別表第二に基づいて、国民年金に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有期間が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報連携に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	事前	新規取扱事務追記
平成31年1月23日	I 関連情報 1③システムの名称	国民年金システム、宛名・納付システム、団体内統合宛名システム	国民年金システム、宛名・納付システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	追記
平成31年1月23日	I 関連情報 3法令上の根拠	番号法 第9条第1項及び別表第一の31の項	番号法 第9条第1項及び別表第一の31及び95の項	事後	追記
平成31年1月23日	I 関連情報 5②所属長	課長 北村 嘉彦	課長	事前	様式の変更に伴う修正
平成31年1月23日	IV リスク対策 1～9		様式の変更に伴いまとめて追記した。	事前	様式の変更に伴う追記
令和1年9月17日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	岐阜県不破郡垂井町1532番地の1	岐阜県不破郡垂井町宮代2957番地の11	事後	役場庁舎移転に伴う変更

[illegible]